

在宅福祉サービスまどか指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 非特定営利活動法人在宅福祉サービスまどかが開設する在宅福祉サービスまどか訪問介護事業所が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事務所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が要介護状態にある高齢者及び心身障害者等に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・食事・排泄の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 在宅福祉サービスまどか
- 二 所在地 我孫子市天王台2丁目3番1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。但し員数については厚生労働省の指定基準を下回らない範囲内で変動することがある。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定訪問介護に当たるものとする。
- 二 サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 従業者 常勤換算 3名以上 従業者は訪問介護の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し祝日と12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービス提供は上記営業時間外でもおこなう。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- 一 身体介護 清拭・入浴介助・食事介助・排泄介助等
生活援助 食事作り・掃除・生活に必要な買い物・被服補修等
- 二 外出時における移動の介護
- 三 日常生活支援（身体介護・家事援助及び見守り等）

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

- 一 バス、電車を使った場合はその実費。
- 二 自家用車、バイク等を使った場合は、一律 300 円とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、我孫子市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に家族、管理者等に報告しなければならない。

(ハラスメント対策)

第9条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情の対応)

第10条 事業所は、提供した指定訪問介護の提供に係る利用者及びご家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問介護事業所は、訪問介護員の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に3回程度
- (2) 継続研修 年間8回程度とする

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人代表と事業所の役員との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第13条 事業所は感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対応策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

付 則この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年5月一部改正

平成15年8月一部改正

平成17年4月一部改正

平成18年3月一部改定

平成22年8月一部改正

平成27年8月一部改正

令和4年7月一部改正